

**大庄西中学校跡地活用に向けた社会実験等  
運営支援業務委託公募要項**

**令和5年4月**

**尼 崎 市**

**(大庄地域課、公園計画・21世紀の森担当)**

## 1 事業目的

安全・安心のまちづくり、市民との協働によるまちづくりを進めるにあたって、都市公園は、新たなコミュニティ醸成の場として、また、まちの活性化や賑わいづくり、自然や緑との触れ合いの場として、多面的なポテンシャルを秘めた貴重な公共空間と捉えている。

とりわけ、大庄地域の中心に位置する（新）南の口公園は、近隣に住む子育て層をはじめとした住民の憩いの場として、活用が期待されている。

こうした中、令和4年度に実施した大庄西中学校跡地活用に向けた意見交換会（以下、「意見交換会」という。）において、公園やコミュニティスペースのイメージパース・ゾーニング・動線計画・施設整備イメージが、とりまとめられた。

今後においては、令和5年度から令和6年度にかけて、意見交換会の中で出た公園及びコミュニティスペースで実施したい活動内容について、意見の多かった活動内容を優先し、社会実験を行う中で、実現可能性の検証を行うとともに、近隣住民や実際に社会実験に参加したプレイヤー（公園等で活動する人・団体）の意見等を踏まえ、公園等を利用するにあたって具体的に必要となるインフラ（トイレ・水道・電気等）整備についても検討し、その結果を公園の基本・詳細設計に反映していく。

また、（新）南の口公園は、官民連携による協働型公園及びコミュニティスペースの実現を目指しており、協働型公園及びコミュニティスペースを運営する担い手の発掘等は不可欠であることから、当該業務を通じて、社会実験に参加したプレイヤーを組織化し、（仮称）「（新）南の口公園で何しよう？」実行委員会の立ち上げを目指していくものである。

この要項は、当該業務を委託するにあたり、受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

## 2 公募する概要

### (1) 業務名

大庄西中学校跡地活用に向けた社会実験等運営支援業務

### (2) 業務内容

別添「大庄西中学校跡地活用に向けた社会実験等運営支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までの単年度契約とする。

なお、令和6年度については、業務の特性上、単年度だけでなく、より長期の視点で取組を進める必要があることを考慮し、業務実施状況等が良好であると認められる場合、プロポーザルを行わず、委託契約を継続する。

ただし、令和6年度の予算が議会の議決を得られないときは契約しない。

### (4) 公募する事業者

民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等（権利能力なき社団を含む。）とする。

(5) 選定事業者

1 事業者

(6) 委託料

7,000 千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

(7) 公募期間

令和5年4月21日（金）～令和5年5月12日（金）

(8) スケジュール

- ア 公募要項の配布・・・・・・・・令和5年4月21日（金）～5月12日（金）
- イ 質疑受付・・・・・・・・令和5年4月21日（金）～5月8日（月）
- ウ 質疑回答・・・・・・・・令和5年5月10日（水）までに市HPにて掲載
- エ 応募・提案申込期限・・・・令和5年5月12日（金）午後5時
- オ 選定会議の開催（企画提案競技（コンペ・プロポーザル））  
・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年5月18日（木）頃を予定
- カ 選定結果の通知・・・・・・・・令和5年5月26日（金）頃を予定
- キ 契約締結など・・・・・・・・選定結果の通知以降の日

### 3 応募資格

運営団体の応募資格は、次に掲げるとおりとします。

- (1) この要項に定める実施要件を満たすとともに、記載内容を理解・承諾し、仕様書の内容を遵守できること。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。また、宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (3) 法令等に違反していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 尼崎市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていない団体であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている団体ではないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び第3条に基づく暴力団及び指定暴力団又は代表者がそれら構成員である団体ではないこと。また、尼崎市暴力団排除条例を遵守する団体であること。
- (9) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。
- (10) 提案事業を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている団体であること。
- (11) 守秘義務を遵守できること。

- (12) 本事業の実施にあたり、尼崎市との打合せなどに適切に対応できること。

#### 4 応募の手続き

##### (1) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。応募書類に係る経費は、応募団体の負担とし、提出された書類、資料は返却しません。書類の提出部数は6部（原本1部、コピー5部）とします。なお、様式はA4版縦、横書き、片面刷り、左とじとしてください。また、提出された書類は、個人情報を除き、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 見積書（様式3）

エ 事業実施体制（組織表）（様式自由）

オ 誓約書

（ア）応募資格にかかる誓約書（様式4）

（イ）暴力団排除に関する特約にかかる誓約書（様式5）

カ 添付書類

（ア）定款又は寄付行為の写し（3ヶ月以内の日付で原本証明してください。）

（イ）法人登記簿謄本（提出の日において発行日から3ヶ月以内のもの）

（ウ）納税証明書（未納がないことの証明：提出の日において発行日から3ヶ月以内のもの）

（エ）会社概要・事業報告書等

（オ）業務に携わる者の資格等の証明（資格等の写し、経歴を示すもの等）

（カ）その他事業実施に必要な要件が証明できる書面

##### (2) 提案内容

別紙仕様書に基づき、次の事項について企画・提案内容を記載してください。

ア 団体の概要（団体名、代表者、業務実績等）

イ 今回の委託事業に関しての類似・関連業務の実績があれば、その実績書類

ウ 業務責任者及び従事者の配置予定及び実績

エ 社会実験等の内容及び実施スケジュール

オ 社会実験等の業務計画及び実施体制

カ その他団体等自ら実施する提案事業など

##### (3) 見積書

別紙仕様書に基づき、次のとおり、見積書（様式3）に記載してください。

ア 住所、社名・屋号、代表者職・氏名を記載の上、押印してください。（業務に係る事業費の積算内訳を添付してください。）

イ 見積金額は消費税相当額を含んだ金額を記載してください。

なお、税込総額は7,000千円を上限とします。

## 5 応募方法

提案書、見積書を添えて、受付期間内に、持参又は郵送してください。(郵送の場合は、必ず大庄地域課まで確認の電話をお願いします。)

### (1) 受付期間 (期限厳守)

令和5年4月21日(金)～令和5年5月12日(金) 午前9時から午後5時まで  
ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

\* 郵送の場合は5月12日付消印有効

### (2) 受付場所

尼崎市大島3丁目9番25号 大庄北生涯学習プラザ1階

尼崎市総合政策局大庄地域振興センター大庄地域課

TEL : 06-6419-8221 Fax : 06-6419-8226

なお、提出された書類等に変更等が生じた場合には、受付期間内に大庄地域課まで提出してください。受付期間を過ぎての訂正、追加資料の提出は認めません。ただし、疑義等があり、尼崎市が補足資料等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

## 6 公募に関する質疑の受付について

### (1) 当該公募に関する質疑は、FAX または電子メールで受け付けます。(様式自由)

(その際は、必ず大庄地域課まで質疑の受付確認の電話をお願いします。)

### (2) 電話での質疑は受け付けないものとします。

### (3) 質疑の受付先は下記のとおりとします。

尼崎市総合政策局大庄地域振興センター大庄地域課

Fax : 06-6419-8226

E-mail : ama-osyo-chiiki@city.amagasaki.hyogo.jp

### (4) 受付期間

令和5年4月21日(金)～5月8日(月) 午前9時から午後5時まで

## 7 公募に関する質疑の回答について

回答については、令和5年5月10日(水)までに市HPにて掲載予定です。

## 8 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募団体の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出してください。(様式自由)

## 9 選定方法

別に設置する大庄西中学校跡地活用に向けた社会実験等運営支援業務実施事業者選定会議(以下、「選定会議」という。)において、まず提出書類の審査を行います。書類審査後、選定会議が必要と認めた場合は、応募者全員にプレゼンテーション審査を実施し、提案内容及び業務遂行能力をもとに総合的な視点で評価します。

### (1) 審査方法等

審査方法等は、以下のとおりとします。

- ア 審査基準に沿って、選定会議を行い、審査結果が一定の基準（60%を目安に選定会議で決定）を上回った提案者のうち、得点が高い提案者を優秀提案事業者とします。
- イ 審査は、資格審査及びプレゼンテーション審査により行います。
- ウ 審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。
- エ 優秀提案事業者は、特別の理由がない限り、業務委託契約の交渉相手方となります。
- オ 応募書類受付後に応募資格を満たしていないことや応募書類に重大な瑕疵があることが判明した場合は、審査の対象といたしません。

(2) 審査結果

選定会議による契約の相手方の決定後に、文書で全応募者に対して審査結果を通知します。

(3) プレゼンテーション

プレゼンテーションは令和5年5月18日（木）頃を予定しています。（時間、場所、出席人数等の詳細については後日連絡します。）

\* 当該事業の業務責任者若しくは業務従事者になる者が、プレゼンテーションを実施してください。

(4) 選定結果の通知

選定結果は令和5年5月26日（金）頃までに、書面で通知する予定です。

## 10 選定基準

選定会議は次の選定基準により総合的な視点から審査を行うとともに、市内経済活性化の観点から、尼崎市に本社や支店を置く事業者の提案及び事業実施に際して尼崎市内在住者の雇用を行う提案には、評価基準において一定の加点を行い、実施事業者を選定します。

A 企画提案の内容について		
1	委託趣旨の理解	本業務の趣旨、意図をよく理解しているか。
2	大庄地域への理解度	大庄地域の特性や特徴などの情報について、多くの知識を有しているか。
3	業務責任者の専門能力の程度	公園やまちづくりに関する社会実験等の業務を遂行する専門能力が優れているか。
4	具体性・実効性	具体的な提案内容となっているか。また、実効性が伴っているか。
5	提案の独自性	委託業務遂行にあたり、独自性のある提案がなされているか。
6	見積書の金額	効率的な予算執行を推進する観点から、見積金額が設定されているか。
B 業務体制・能力について		
7	対応力	本市の意見に迅速かつ柔軟に対応できるか。
8	事業者の能力・実績	本業務を受託するにあたって能力・実績は十分か。
C プレゼンテーションについて		
9	説明力	わかりやすく説得力のある説明・質疑応答がなされたか。
10	熱意	本業務に対する熱意は感じられるか。

## 1 1 業務委託契約の締結

実施事業者として選定された団体は、すみやかに委託契約を締結し、尼崎市と具体的な業務内容及びその履行方法などについて調整・協議すること。

## 1 2 契約保証金

契約金額が300万円(消費税込)以上の場合は、契約保証金(契約金額の5/100以上)が必要となります。この場合は、指定の納付書で契約締結日までに契約保証金を納付してください。

## 1 3 参考

大庄<<未来につなぐ>>まちづくりワークショップについて

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015\\_center/1023733.html](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015_center/1023733.html)

大庄西中学校跡地活用に向けた意見交換会の報告書について

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015\\_center/1033977.html](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015_center/1033977.html)

## 1 4 問い合わせ先

尼崎市総合政策局大庄地域振興センター大庄地域課

〒660-0076 尼崎市大島3丁目9番25号 大庄北生涯学習プラザ1階

TEL : 06-6419-8221 Fax : 06-6419-8226

E-mail : ama-osyo-chiiki@city.amagasaki.hyogo.jp

担当 : 城後

以 上